

# 市民税・県民税・国民健康保険税申告書の書き方

## 1. 収入・所得に関する事項

所得の種類	内容	①収入金額(円)	②必要経費(円)	③専従者控除(円)	①-②-③所得(円)	
営業	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・修理業・建設業・サービス業などの営業から生ずる所得や、漁業など農業以外の事業から生ずる所得	収支内訳書の収入計を記入	収支内訳書の経費計を記入	収支内訳書の専従者控除額を記入	①から②と③を差し引いた額を記入	
農業	米、麦、野菜、花、果樹、まゆなどの栽培もしくは生産又は農家が兼営する家畜などから生ずる所得	収支内訳書の収入計を記入	収支内訳書の経費計を記入	収支内訳書の専従者控除額を記入	①から②と③を差し引いた額を記入	
不動産	地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地・家屋の権利金などから生ずる所得	収支内訳書の収入計を記入	収支内訳書の経費計を記入	収支内訳書の専従者控除額を記入	①から②と③を差し引いた額を記入	
利子	所得税の源泉分離課税扱いとならない特定の利子	収入金額記入	なし	なし	①と同額	
配当	株式の配当、剰余金の分配などの所得(ただし、県民税配当割が課されているものは申告不要です)	収入金額記入	株式を買ったり、出資したりするために借入れた負債の利子	なし	①から②を差し引いた額を記入	
給与	一般	給与・棒給・賃金・歳費・賞与等の所得	収入金額記入	なし	この申告書の書き方の裏面に計算	
	専従	青色事業専従者給与・事業専従者控除に該当する給与を受けているもの	収入金額記入			
雑	公的年金等	厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などの公的年金	収入金額記入	なし	①から②を差し引いた額を記入	
	その他	生命保険契約に基づく年金(郵便年金・個人年金・互助年金等)、原稿料、印税、講演料、放送謝金等	収入金額記入			
総合譲渡	短期	総合譲渡・一時については申告書裏面に計算を行い表面に記入	④収入金額(円)	⑤必要経費(円)	⑦特別控除	⑨所得(円)
	長期	車両、機械、船舶、漁業権、著作権、特許権、ゴルフ会員権などの土地建物以外の資産の譲渡による所得 短期:取得後5年以内の譲渡 長期:取得後5年超の譲渡	収入金額記入	その収入を得るために要した費用	申告書裏面⑦を記入	申告書裏面⑨を記入
一時	生命保険・損害保険契約に基づく一時金・満期金等、賞金、懸賞当選品、競馬・競輪などの払戻金、遺失物拾得の報労金などの所得	収入金額記入	その収入を得るために要した費用	申告書裏面⑦を記入	申告書裏面⑨を記入	

## 3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項

個人番号	続柄	氏名	生年月日	同一生計配偶者	年少該当	本人の所得額	障害	同居の別	別居の場合の住所
個人番号・続柄・氏名・生年月日を記入						円	特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	

※同一生計配偶者とは  
納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得が38万円(給与所得者の場合、年収103万円)以下の人(事業専従者を除く)で、納税者の合計所得金額が1千万円超の場合。

年少扶養者には○をつける(16才未満)

同居・別居に○をつけ、別居の場合住所を記入

障害者控除に該当する場合、特別・その他いずれかに○をつけ、『2. 所得から差し引かれる金額』の障害者控除欄に控除額を記入  
※同居特障の場合は右欄の同居の別に○

### 令和2年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書

令和 年 月 日 徴収区分 特徴 普徴 併徴 給とのみ特徴 総所得のみ特徴

八代市長様

現住所 個人番号 電話番号  
令和2年1月1日現在の住所  
フリガナ 生年月日 世帯主名 続柄  
氏名 明・大・昭・平 日

#### 1. 収入・所得に関する事項 (平成31年1月1日～令和元年12月31日)

総合課税	①収入金額	②必要経費	③専従者控除	①-②-③所得	控除区分	控除の金額
営業等					社会保険料控除	
農業					小規模企業共済等掛金控除	
不動産					生命保険料控除	
利子					地震・損害保険料控除	
配当					寡婦(寡夫)控除	
給与					障害者控除	
雑					障害者特別控除	
総合譲渡					勤労学生控除	
短期	④収入金額	⑤必要経費	⑦特別控除	⑨所得	配偶者控除	
長期					配偶者特別控除	
一時					扶養控除	
					雑損控除	
					医療費控除	
					基礎控除	330000
⑧所得合計(円)					控除合計(円)	

#### 2. 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件等(令和元年12月31日で判定)	控除額
社会保険料控除	あなたが平成31年・令和元年中に支払った、国民健康保険税・国民年金保険料・健康保険料等の金額(特別徴収分の介護保険料は本人のみの控除となります)	支払額
小規模企業共済等掛金控除	あなたが平成31年・令和元年中に、小規模企業共済制度に基づく掛金又は、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛け金もしくは心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	支払額
生命保険料控除	あなたが平成31年・令和元年中に、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合、保険料・掛金から配当金等を差し引いた金額で計算してください。	裏面で計算
地震保険料控除	あなたが平成31年・令和元年中に契約にもつぎ地震保険料を支払った場合(保険料・掛金から剰余金・割戻金を引いた金額で計算してください)長期損害保険料控除も裏面で計算してください。	裏面で計算
寡婦(寡夫)控除	夫(妻)と死別または離婚した後、再婚せず裏面の要件に該当する人	裏面で確認 特別寡婦:30万円 寡婦(夫):26万円
障害者控除	あなたや、同一生計配偶者及び扶養親族で、身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A精神障害者保健福祉手帳1級の人又は特別障害者、その他の障害の人は一般の障害者となります。また、特別障害で同居の場合23万円が加算されます。	特障害:30万円 その他:26万円 同居特障:53万円
勤労学生	あなたが大学・各種学校等の学生か生徒で、合計所得が65万円以下で、そのうち給与と所得等以外の所得が10万円以下の人	26万円
配偶者控除	あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の人(他の納税義務者の扶養親族・あるいは事業専従者の場合を除く。)申告書の『3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項』に記入	裏面で確認
配偶者特別控除	あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合、その所得に応じて計算します。申告書の『3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項』に記入	裏面で確認
扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族(16歳未満、他の人の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く)で合計所得金額が38万円以下の人、申告書の『3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項』に記入	裏面で確認
雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で平成31年・令和元年中の総所得金額が38万円以下の人で、日常生活に必要な住宅や家財などの資産に、災害や盗難によって損害を受けた場合	裏面で計算
医療費控除	あなたが平成31年・令和元年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、病院などへ支払った治療費または医薬品の購入費などがある場合(領収書の添付必要)	裏面で計算

#### 3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項

個人番号	続柄	氏名	生年月日	同一生計配偶者	年少該当	本人の所得額	障害	同居の別	別居の場合の住所
						円	特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	

※同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)。  
※年少扶養者(H16.12以降に生まれた人)には扶養控除はありませんが、扶養親族としての判定を必要とする場合がありますので、必ず上記欄には年少扶養者も記載してください。  
※障害者控除は、扶養親族が同一生計配偶者、年少扶養者である場合においても適用されます。

#### 4. 事業専従者に関する事項

個人番号	続柄	氏名	生年月日	専従者給与額(円)

寄附金の額 寄附の相手先名称

本人との続柄 住所 氏名 電話番号

配当割額控除額 円

※分離課税(譲渡・山林・株式譲渡・先物取引)や肉用牛がある方は別途相談ください。  
(作成・受付者 印)

申告不要とされている配当所得を申告する場合は、配当割額控除額を記入してください

### 寄附金税額控除の拡充

① 適用下限額が5千円から2千円へ引き下げとなりました。  
② 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金も認められる場合が創設され、所得税において認定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定した場合には、寄附金控除の対象とすることができるようになりました。  
③ 地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、限度額が引き上げられました(住民税の所得割額の100分の10 → 100分の20に相当する金額)。  
④ ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました。

寄附の金額と寄附の相手先を欄内に記入してください。  
※寄附金を支払ったことを証明できるもの(領収書等)の添付が必要です。

## 2. 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件等(令和元年12月31日で判定)	控除額
社会保険料控除	あなたが平成31年・令和元年中に支払った、国民健康保険税・国民年金保険料・健康保険料等の金額(特別徴収分の介護保険料は本人のみの控除となります)	支払額
小規模企業共済等掛金控除	あなたが平成31年・令和元年中に、小規模企業共済制度に基づく掛金又は、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛け金もしくは心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	支払額
生命保険料控除	あなたが平成31年・令和元年中に、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合、保険料・掛金から配当金等を差し引いた金額で計算してください。	裏面で計算
地震保険料控除	あなたが平成31年・令和元年中に契約にもつぎ地震保険料を支払った場合(保険料・掛金から剰余金・割戻金を引いた金額で計算してください)長期損害保険料控除も裏面で計算してください。	裏面で計算
寡婦(寡夫)控除	夫(妻)と死別または離婚した後、再婚せず裏面の要件に該当する人	裏面で確認 特別寡婦:30万円 寡婦(夫):26万円
障害者控除	あなたや、同一生計配偶者及び扶養親族で、身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A精神障害者保健福祉手帳1級の人又は特別障害者、その他の障害の人は一般の障害者となります。また、特別障害で同居の場合23万円が加算されます。	特障害:30万円 その他:26万円 同居特障:53万円
勤労学生	あなたが大学・各種学校等の学生か生徒で、合計所得が65万円以下で、そのうち給与と所得等以外の所得が10万円以下の人	26万円
配偶者控除	あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の人(他の納税義務者の扶養親族・あるいは事業専従者の場合を除く。)申告書の『3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項』に記入	裏面で確認
配偶者特別控除	あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合、その所得に応じて計算します。申告書の『3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項』に記入	裏面で確認
扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族(16歳未満、他の人の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く)で合計所得金額が38万円以下の人、申告書の『3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項』に記入	裏面で確認
雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で平成31年・令和元年中の総所得金額が38万円以下の人で、日常生活に必要な住宅や家財などの資産に、災害や盗難によって損害を受けた場合	裏面で計算
医療費控除	あなたが平成31年・令和元年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、病院などへ支払った治療費または医薬品の購入費などがある場合(領収書の添付必要)	裏面で計算

## 4. 事業専従者に関する事項

事業専従者とは、あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、原則として6ヶ月を超える期間あなたの事業にもつぱら従事した人をいいます。この場合、あなたの事業より生ずる収入から次の①②のうちいずれか少ないほうの金額が控除されます。

① 50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円)  
② (事業所得+不動産所得)÷(事業専従者の数+1)

※事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となりません

### 生命保険料控除の見直し

平成24年1月1日以降に加入した保険契約(新契約)については、控除額の計算方法が変わりました。介護医療保険という区分が新たに加わっています。

申告書の書き方で不明な点がある人や、分離課税(譲渡・山林・株式譲渡・先物取引)や肉用牛売却など、この申告書に記載欄がない所得がある人は下記へお問い合わせください。

八代市役所 市民税課  
電話(直通) 33-4107

## 給与と所得計算一覧

給与	収入金額		合計	
	一般	イ	イ+ロ	A
	円	円	円	円
	円	円	円	円

単位(円)

Aの計算	計算式	所得金額
1 ~ 650,999	右記金額が所得になります	0
651,000 ~ 1,618,999	A - 650,000	
1,619,000 ~ 1,619,999	右記金額が所得になります	969,000
1,620,000 ~ 1,621,999	右記金額が所得になります	970,000
1,622,000 ~ 1,623,999	右記金額が所得になります	972,000
1,624,000 ~ 1,627,999	右記金額が所得になります	974,000
1,628,000 ~ 1,799,999	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て) B _____,000円	B × 2.4
1,800,000 ~ 3,599,999		B × 2.8 - 180,000
3,600,000 ~ 6,599,999		B × 3.2 - 540,000
6,600,000 ~ 9,999,999		A × 0.9 - 1,200,000
10,000,000 ~		A - 2,200,000

## 公的年金等計算一覧

公的年金等収入金額合計 C 円 単位(円)

年齢区分	Cの金額	計算式	所得金額
昭和30年1月2日以降に生まれた人	~ 700,000		0
	700,001 ~ 1,299,999	C - 700,000	
	1,300,000 ~ 4,099,999	C × 0.75 - 375,000	
	4,100,000 ~ 7,699,999	C × 0.85 - 785,000	
昭和30年1月1日以前に生まれた人	~ 1,200,000		0
	1,200,001 ~ 3,299,999	C - 1,200,000	
	3,300,000 ~ 4,099,999	C × 0.75 - 375,000	
	4,100,000 ~ 7,699,999	C × 0.85 - 785,000	
	7,700,000 ~	C × 0.95 - 1,555,000	

## 生命保険料控除額

旧制度(一般のみまたは年金のみ)

支払額 A 円

Aの金額	一般・年金
~ 15,000	Aの金額 円
15,001 ~ 40,000	A × 0.5 + 7,500 円
40,001 ~ 70,000	A × 0.25 + 17,500 円
70,001 ~	35,000円

※一般・年金ともに新制度と旧制度の両方について控除の適用を受ける場合は、合計で各々最高2.8万円となります。但し、旧制度のみについて控除の適用を受ける場合(3.5万円)が新旧両方の控除額(2.8万円)よりも有利になる場合には、旧制度のみの適用(3.5万円)を受けることができます。  
※新制度では、控除限度額はそれぞれ2.8万円ですが、合計した場合は7万円が限度額となります。また、新旧あわせて制度全体の適用限度額も7万円となります。

## 地震保険・長期損害保険料控除額

地震保険料	地震保険の控除額
	支払金額 × 0.5
	※上限: 25,000円

地震保険控除と長期損害保険料控除の両方がある場合には、それぞれで控除額を算出し、合計した金額を申告書の損害保険料控除の欄に記入してください。合計が25,000円を超えた場合は25,000円までが最高控除額となります。

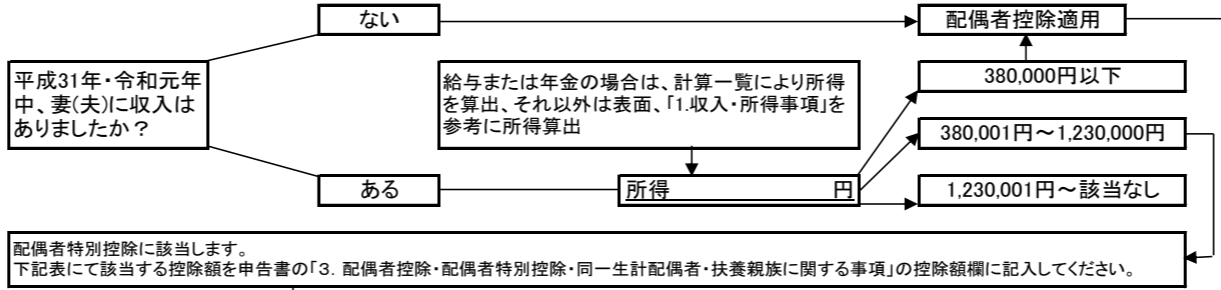
契約のうち、保険期間又は共済期間が10年以上で、満期返戻金がある場合は長期損害保険料となります。それ以外は、短期損害保険料となり控除対象外です。

長期保険料 支払額 A 円

Aの金額	長期保険料の控除額
~ 5,000	Aの金額
5,001 ~ 15,000	A × 0.5 + 2,500
15,001 ~	10,000円

## 配偶者控除・配偶者特別控除

ご自分の合計所得が1,000万円を超える人は、配偶者控除、配偶者特別控除の適用はできません。



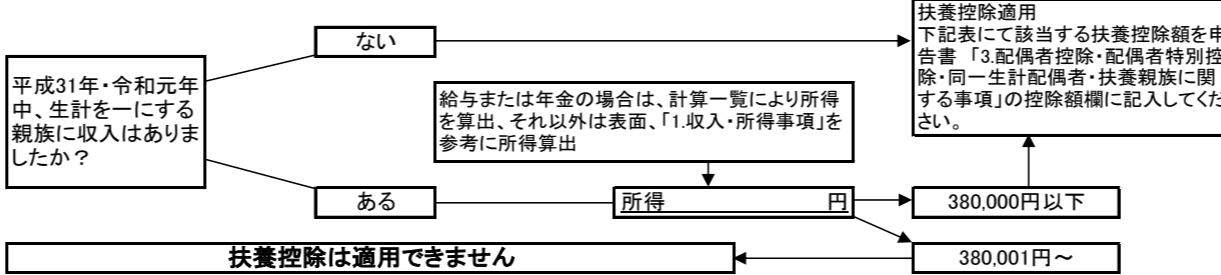
配偶者特別控除に該当します。下記表にて該当する控除額を申告書の「3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項」の控除額欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額	控除額(納税者の合計所得金額別)		
	900万円以下	900万1円~950万円以下	950万1円~1千万円以下
380,001 ~ 850,000	33万円	22万円	11万円
850,001 ~ 900,000	33万円	22万円	11万円
900,001 ~ 950,000	31万円	21万円	11万円
950,001 ~ 1,000,000	26万円	18万円	9万円
1,000,001 ~ 1,050,000	21万円	14万円	7万円
1,050,001 ~ 1,100,000	16万円	11万円	6万円
1,100,001 ~ 1,150,000	11万円	8万円	4万円
1,150,001 ~ 1,200,000	6万円	4万円	2万円
1,200,001 ~ 1,230,000	3万円	2万円	1万円

区分	控除額(納税者の合計所得金額別)		
	900万円以下	900万1円~950万円以下	950万1円~1千万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人(S25.1.1以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

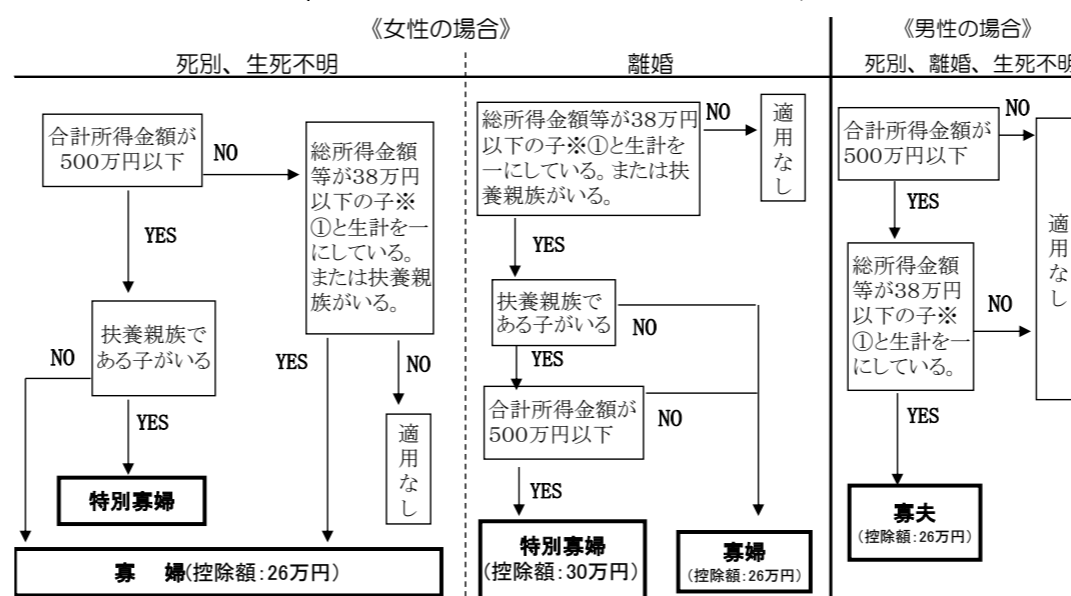
該当する控除額を、申告書の「3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項」の控除額欄に記入してください。

## 扶養控除



区分		控除額
控除対象扶養親族	一般	扶養親族のうち、年齢16歳以上(H16.1.1以前生まれ)の人で、下記の特定・老人に該当しない人
	特定	控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満(H9.1.2~H13.1.1生まれ)の人
老人家族扶養	その他老人	控除対象扶養親族のうち、S25.1.1以前生まれで、下記同居老親等以外の人
	同居老親等	老人扶養親族のうち、S25.1.1以前生まれで、申告者本人又は配偶者の直系尊属で、同居を常況としている人
		330,000
		450,000
		380,000
		450,000

## 寡婦(寡夫)・特別寡婦控除判定表



※①の子とは、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていないことが必要です。

## 雑損控除

資産税の減免申請か保険支払が確認できるものが必要です

A	損害金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B(差引損失額)	円
D	申告書の⑧所得合計額	円
E	D × 0.1	円
F	C - E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G - 50,000円	円
	FとHのいずれが多い方の金額	円

①の金額を申告書の雑損控除欄に記入ください。

## 医療費控除

支払医療費の明細と領収書(医療費通知でも可)の確認が必要です

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	申告書の⑧所得合計額	円
E	D × 0.05	円
F	10万円とEのいずれが少ない方の金額	円
	C - F(最高額200万円)	円

②の金額を申告書の医療費控除欄に記入ください。

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

## セルフメディケーション税制

支払金額の明細と領収書の確認が必要です

A	支払った金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	C - 12,000円(最高8万8千円)	円

③の金額を申告書の医療費控除欄に記入ください。

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

## 寄附金控除

寄附金を支払ったことを証明できるものが必要です

前年中に次に掲げる寄附金額が2千円を超える場合控除の対象となります。  
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金  
2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金  
3 所得税法等に規定される寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの  
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県の条例で定めるもの

※上記1に該当する場合は、特例控除額(ふるさと納税分)が加算されます。

## 障害者控除

令和元年12月31日の現況

区分	控除額
普通障害者控除	身障手帳等の交付を受けている等 260,000
特別障害者控除	上記のうち重度の障害がある人(身障1級2級) 300,000
同居特別障害者控除	同居で特別障害に該当する人 530,000

所得者本人やその控除対象配偶者・扶養親族に障害がある場合に、該当となります。

あなたの平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の収入等を、この申告書の書き方を参考にして、申告書を作成してください。作成された申告書は申告期限令和2年3月16日までに必ず提出されるようお願いいたします。

申告日程は2月号の広報やつしろに掲載しています。受付時間は9時~11時30分・13時~16時となりますので、できるだけ該当する地域の期日内に提出してください。なお、郵送でも受付を行っていますので、下記の住所まで郵送してください。

〒866-8601 八代市松江城町1-25  
八代市役所 市民税課 宛

※郵送の場合、不明な点は電話等で確認することがございますので、記入漏れがないようお願いします。